

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」
(東日本大震災財特法)の一部を改正する法律(第2次補正予算関連)

平成23年7月
内閣府防災担当

東日本大震災の甚大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、国の補助率を80%に引き上げる特例措置を設ける。

被災者生活再建支援金に係る補助の特例の創設(第5条の2関係)

背景

被災者生活再建支援法

(平成10年制定)

【目的】 自然災害の被災者の生活の再建を支援し、もって
住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(注)を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給
国は支給される被災者生活再建支援金のうち1/2を補助

(注)平成21年度末基金残高 約538億円

東日本大震災の発生

甚大な住宅被害が発生

法律案の概要

東日本大震災に限り、国の補助率を80%とする特例措置(注)を設ける。

(注)施行日前に支給した金額についても、遡って特例措置の補助率を適用。

第1次補正予算(520億円)に引き続き、
第2次補正予算において3,000億円を措置予定
(支給対象世帯数:約20万世帯)

被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、引き続き、被災した世帯の生活の再建を確実に支援

7月29日(金) 公布・施行